平成２１年（フ）第８８７号
東京都東村山市本町４丁目７番地本町アパート12―203
債務者　工藤　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８８８号
東京都東村山市本町４丁目７番地本町アパート12―203
債務者　工藤　和世
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１１９号
東京都三鷹市井口４丁目12番５―302号
債務者　福井みな子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４２５号
静岡市葵区千代田２丁目５番29号
債務者　鈴木　　優
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６３号
静岡市葵区瀬名中央１丁目10番40号　ハイツホウキヤ102号、旧住所静岡市駿河区小鹿1782番地の２
債務者　杉林　良二
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６４号
静岡市葵区瀬名中央１丁目10番40号　ハイツホウキヤ102号、旧住所静岡市駿河区小鹿1782番地の２
債務者　杉林　　薫
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４２号
静岡市清水区追分３丁目４番31号
債務者　若林志津香
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０１号
静岡市駿河区小黒２丁目12番29号
債務者　高階　たね
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０４号
静岡県榛原郡吉田町片岡2962番地の５
債務者　松本　由香
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７９１号
静岡市清水区蜂ヶ谷南町２番25号　コーポアカシヤＢ―201号、旧住所静岡市清水区築地町13番９―２号　シバタコウキアパート201
債務者　久保田秀明
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７９２号
静岡市清水区蜂ヶ谷南町２番25号　コーポアカシヤＢ―201号、旧住所静岡市清水区築地町13番９―２号　シバタコウキアパート201
債務者　久保田雅代
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８０５号
静岡県焼津市田尻3168番地の11、旧住所静岡県焼津市小川新町４丁目３番39号
債務者　豊島　康史
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２１０号
東京都町田市鶴川２丁目17番地11シャトル鶴川Ａ―202
債務者　徳川龍峰こと　徳川　　清
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１１２号
福島県双葉郡川内村大字下川内字平沢48番地
破産者　久保田政男
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１６号
千葉県香取郡神崎町古原甲22番地
破産者　石井　治男
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部